

公益通報取扱規程

学校法人 菅原学園

平成21年 8月1日 (制 定)

平成21年 8月1日 (発 行)

(令和 4年 6月1日 (第4回改正))

(第5版)

決 認	作 成
	
令和4年5月25日	令和4年5月25日

目 次

第1条	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条	定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条の2	責任体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3条	通報窓口及び相談窓口・・・・・・・・・・	2
第4条	窓口利用の方法・・・・・・・・・・・・・・	2
第5条	通報目的の誠実性・・・・・・・・・・・・・	3
第6条	削除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第6条の2	受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第7条	調査の開始・通知・・・・・・・・・・・・・	3
第8条	調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第9条	利益相反関係の排除等・・・・・・・・・・	4
第10条	協力義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第11条	公益通報対応業務従事者の責務・・・・・・・・	4
第12条	個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・	4
第13条	是正措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第14条	通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第15条	通報者の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第16条	懲戒処分等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第17条	実効性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第18条	事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第19条	雑則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第20条	改廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
附則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

公益通報取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人菅原学園（以下「本法人」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もって本法人のコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程中次に掲げる用語は、次の定義による。

（1）公益通報

本法人又は本法人の業務に従事する場合における通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしている旨を、次条に定める通報窓口、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し、当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。

（2）通報対象事実

法第2条第3項若しくは本法人寄附行為及び本法人内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）をいう。

（3）職員

本法人と雇用関係にある職員をいう。

（4）職員等

職員、本法人の役員及び本法人の業務に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）又は本法人が委託した業務に従事している労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第9条に規定する労働者をいう。）をいう。

なお、退職後1年以内の職員であった者、本法人での役務提供終了後1年以内の派遣労働者であった者、本法人が委託した業務に従事し、従事終了後1年以内の労働者を含む。

（5）通報者

職員等であって、第3条に定める通報窓口で公益通報をしたもの、又は相談窓口で公益通報に関して相談したものをいう。

（6）被通報者

通報者からその者が通報対象事実に関連する不正行為を行った、行っている、又は行おうとしているとして公益通報又は公益通報の相談（以下「公益通報・相談」という。）をされた職員をいう。

（7）公益通報対応業務

公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

（責任体制）

第2条の2 本法人における公益通報の制度の最高責任者は、理事長とする。

2 理事長の下に公益通報全般を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、専務理事をもって充てる。

3 総括責任者の下に公益通報の制度の実務に関する責任者（以下「公益通報対応業務責任者」という。）を置き、法人本部長をもって充てる。ただし、至誠館大学においては学部長をもって充てる。

なお、公益通報対応業務責任者は、法第11条第1項の公益通報対応業務従事者とする。

4 理事長、総括責任者及び公益通報対応業務責任者は、この規程に定めるところにより公益通報の制度を適切に適用する義務を負う。この場合において、自らが関係する事案について公益通報があった場合のときは、これに関与することができない。

（通報窓口及び相談窓口）

第3条 本学に、公益通報の受付に関する業務（以下「受付業務」という。）を担当する通報窓口及び公益通報を処理する仕組みについての質問その他の相談に関する業務（以下「相談業務」という。）を担当する相談窓口を置き、法人本部総務部長（以下「窓口担当者」という。）をもって充てる。ただし、至誠館大学においては同大学公益通報対応業務責任者が指定する総務課の職員（以下「窓口担当者」という。）をもって充てる。

なお、窓口担当者は、法第11条第1項の公益通報対応業務従事者とする。

（窓口利用の方法）

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会の方法に

よって行うものとする。

- 2 公益通報・相談は、原則として実名により行うものとする。ただし、通報窓口及び相談窓口においてやむ得ない事情があると判断した場合は、匿名により行われたものであっても受け付けることができる。

（通報目的の誠実性）

第5条 職員は、虚偽の公益通報、他人を誹謗中傷する公益通報その他の不正の目的の公益通報（以下「不正通報」という。）を行ってはならない。

第6条 削除

（受付）

第6条の2 通報窓口・相談窓口において公益通報・相談を受けた窓口担当者は、直ちにその旨を公益通報対応業務責任者に報告しなければならない。

- 2 公益通報対応業務責任者は、公益通報事案に該当するかの確認を行った上で、総括責任者にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告する。ただし至誠館大学においては学長を通じて総括責任者に報告する。

（調査の開始・通知）

第7条 総括責任者は、通報された法令違反行為に係る事実関係についての調査を実施するかどうかの検討を行い、実施する必要があると判断した場合は、理事長にその内容を報告の上、公益通報対応業務責任者に調査の開始を指示する。ただし、至誠館大学については学長を通じて公益通報対応業務責任者に調査の開始を指示する。

- 2 総括責任者は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、弁護士等の専門家に意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。
- 3 公益通報対応業務責任者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による通報等の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りではない。

（調査の実施）

第8条 公益通報対応業務責任者は、通報された事実について通報調査を実施するため、調査チームを編成する等適切な方法により調査を行う。

- 2 前項の調査チームに関し必要な事項は、公益通報対応業務責任者が別に定める。

（利益相反関係の排除等）

第9条 公益通報対応業務責任者は、被通報者を当該被通報者に係る通報処理に関与させてはならない。

- 2 公益通報対応業務責任者は、通報処理に当たり、公平性、中立性及び専門性の確保に努めなければならない、

（協力義務）

第10条 職員は、正当な理由がある場合を除き、通報調査に協力しなければならない

（公益通報対応業務従事者の責務）

第11条 公益通報対応業務責任者、窓口担当者、調査チームの一員、第18条に定める公益通報に係る事務を処理する者その他の公益通報対応業務に従事する者は、通報者の秘密を守るとともに、この規程に則り、当該通報者による公益通報に誠実に対応するよう努めなければならない。

- 2 公益通報対応業務に従事する、又は従事した者は、当該公益通報対応業務において知り得た情報を共有する範囲を限定し、当該情報を口外してはならない。

（個人情報の保護）

第12条 公益通報対応業務責任者は、公益通報及び通報調査により得られた個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、正当な理由がある場合を除き、その開示又は提供をしてはならない。

（是正措置等）

第13条 公益通報対応業務責任者は、通報調査の結果、通報対象事実該当する不正行為が明らかになったときは、総括責任者を通じ理事長に当該不正行為の是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるよう意見を提出しなければならない。ただし、至誠館大学については、学長を通じ総括責任者に、総括責任者は理事長に是正措置等を講じるよう意見を提出しなければならない。

- 2 理事長は、総括責任者から前項の意見の提出があったときは、速やかに是正措置等を講じるとともに、その内容について総括責任者を通じ公益通報対応業務責任者に通知しなければならない。ただし、至誠館大学については、総括責任者を通じ学長に、学長は公益通報対応業務責任者に通知しなければならない。

（通知及び公表）

第14条 公益通報対応業務責任者は、通報者が公益通報をした日から20日以内に、当該公益通報の内容を検討し、当該通報者に対し、通報調査の実施その他の今後の対応について通知をしなければならない。

2 公益通報対応業務責任者は、通報調査を実施したときは、被通報者及び当該通報調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、当該通報調査の進捗状況を適宜並びに当該通報調査の結果及び是正措置等が講じられたときはその内容を遅滞なく通知しなければならない。

3 削除

4 削除

（通報者等の保護）

第15条 本法人は、職員等が公益通報（不正通報を除く。）又は相談窓口への相談（以下「通報等」という。）をしたことを理由として、当該職員等に対し、解雇その他不利益な取扱い（事実上の行為を含む。以下「不利益取扱い」という。）を行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、本法人は、通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

（懲戒処分等）

第16条 本法人は次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行ったときは、当該者に対し、就業規則に定める手続きを経た上、懲戒処分等を行うものとする。

（1）通報者（職員に限る。）

第5条の不正通報する行為

（2）公益通報対応業務従事者（職員に限る。）

第11条第2項の責務を怠る行為

（3）使用者（職員であって、労基法第10条に規定する使用者に該当するものをいう。）

その指揮命令下にある通報者等に対し前条第1項の不利益取扱いをする行為

（実効性の確保）

第17条 公益通報対応業務責任者は、是正措置等が十分に機能していることを定期的に又は随時に確認し、必要があると認めるときは、総括責任者を通じ理事長に新たな是正措置等を講じるよう意見を提出しなければならない。ただし、至誠館大学については、学長を通じ総括責任者に、総括責任者は理事長に新たな是正措置等を講じるよう意見を提出しなければならない。

い。

- 2 理事長は、総括責任者から前項の意見の提出があったときは、新たな是正措置等を講じるよう努めなければならない。
- 3 本法人は、通報処理が終了した後、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益取扱い（当該通報者等の職場環境の悪化を含む。）が行われていないかを適宜確認し、必要があると認めるときは、当該通報者等を保護するための措置を講じなければならない。

（事務）

第18条 公益通報に係る事務は、法人本部総務部において処理する。ただし、至誠館大学については、事務局総務課において処理する。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、公益通報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第20条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

制定	平成21年	8月	1日	（制定）
改正	平成26年	4月	1日	（第1回改正）
	平成31年	4月	1日	（第2回改正）
	令和2年	4月	1日	（第3回改正）